

( 仮訳 )

## 第 46 回国連婦人の地位委員会

### 合意結論

グローバル化する世界におけるライフサイクルを通じた女性のエンパワーメントを通じた  
貧困撲滅

1. 婦人の地位委員会は、北京行動綱領の戦略目標及び行動並びに第 23 回国連特別総会「21 世紀に向けての男女平等、開発、平和」で採択された成果文書を想起し繰り返し述べる。それらは、貧困に多面性のあることを強調するとともに、その撲滅には男女平等と女性のエンパワーメントが重要な要因であると明記している。さらに同委員会は、国連ミレニアム宣言及び同宣言に含まれている開発目標を想起し、貧困、飢餓、疾病に取り組み真に持続可能な開発を刺激する効果的方法として、男女平等と女性のエンパワーメントを促進する旨の決議を想起する。
2. 婦人の地位委員会は、経済・社会的開発を実現し、国連ミレニアム宣言の定める開発と貧困撲滅の目標を達成するうえで一義的な責任を負うのは各々の国ではあるものの、国際社会としても貧困撲滅と基本的な社会的保護の確立に向けた開発途上国の取り組みを支援し、制約のない国際環境を促進すべきであると認識している。
3. グローバリゼーションにより、一部の女性はより大きな経済的機会や自立を得たが、その他多くの女性は、国内及び国家間における不平等が深刻化したため、この恩恵にあずかることなく疎外されていった。グローバリゼーションは、完全に包括的で公正であるべきであり、開発途上国や移行期経済諸国が、グローバリゼーションに伴うこのような課題や機会に効果的に対応できるようにするため、国レベル及び国際レベルの政策と施策を、これら諸国が十分かつ効果的に関与する形で策定し、実施することが強く望まれている。また、開発途上国がグローバル経済に統合される際に生じる障害をなくしていくため、国レベル及び国際レベルでさらに努力を行うべきである。
4. 女性のエンパワーメントは、女性が戦略的選択を行う能力を獲得して、自らの人生をコントロールする過程である。エンパワーメントは、貧困を撲滅するための重要な戦略である。極貧による極めて大きな負担を受けることの多い女性と子供の状況について、特別な注意を払わなければならない。

5. 婦人の地位委員会は、すべての女性のニーズに対する戦略目標の実現を加速させるため、各政府に対して、必要に応じ国連の関連の基金や計画、組織及び専門機関、国際金融機関、民間部門や非政府機関（NGO）を含む市民社会、その他の関係方面に対しても、以下の行動を取るよう促すものである。
  - a. ミレニアム宣言に定められた貧困撲滅の目標を達成するためのすべての行動において、男女平等の促進と女性のライフサイクルを通じたエンパワーメントを盛り込むことを保障する。
  - b. 貧困を撲滅して、男女平等と民主主義を促進し、法の支配を強化するため、意思決定や政治的アジェンダの設定、資源の割り当てにおいて、女性と男性の双方が関与することを保障する。
  - c. 女性と男性が、すべてのプロセスへの完全かつ効果的参画への平等なアクセスを有すること、及び開発、貿易、金融制度においてジェンダーの視点を主流化することを保障する。
  - d. 男女平等、開発、平和を実現する努力の一環として、あらゆる人権 - 発展の権利を含む、市民的、文化的、経済的、政治的、社会的権利 - 及び基本的自由の享受を促進・保護する環境を整え、そうした政策を策定・実施する。
  - e. 女性のエンパワーメントと貧困撲滅との関係を女性のライフサイクルの各段階について評価し、ジェンダーと他の要因との接点について分析し、政策とプログラムに対する意味合いに反映させ、良い事例や教訓を集めて広く普及する。
  - f. 経済・社会政策の策定と実施、貧困撲滅に向けた政策やプログラム、開発枠組み、戦略とともに、マクロ経済政策の確定から策定、実施、評価、フォローアップに至る政策の全過程において、ジェンダーの視点と女性のエンパワーメントを主流化する取り組みを強化する。
  - g. 貧困撲滅のイニシアティブについてジェンダー分析を行うため、特に十分な資源を割り当てることにより、貧困に関するジェンダーに特化した分析方法を確立または改善し、関連のナショナル・マシナリーを含むあらゆるレベルの制度における能力を強化する。
  - h. タイムリーで信頼性が高く比較可能な男女及び年齢別データの収集、編集及び普

及のあり方を改善し、世帯レベルを含む男女の貧困と女性のライフサイクルを通じたエンパワーメントの進展を測定、評価、分析する能力を高めるために、国の統計機関や国際的な統計機関による社会指標を含む量的・質的指標をさらに開発する。

- i. 土地及びその他の財産への女性の平等なアクセスに関するデータを国連の報告書に記載するよう奨励する。
- j. 貧困撲滅の観点から、ライフサイクルを通じた女性のエンパワーメント及びすべての人権や基本的自由の完全な享受を妨げる障害に対処するあらゆる適切な施策を特定し、実行する。
- k. 女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力をなくすため、最も強力な施策を取る。
- l. 経済・金融政策のみならずあらゆる予算過程に対して、立案、開発、採択及び実行において透明性の高い方法でジェンダーの視点を盛り込む。これは、資源の割り当てのみならず国内予算の方針や優先事項が、貧困の撲滅や女性のエンパワーメント、男女平等という目標の達成を支援することを適宜保障するためであり、またかかるすべての過程に女性が全面的に参加できるように保障するためである。
- m. 財政政策、特に税制における男女の平等を確保するため、当該政策を適宜見直し、改革する。
- n. すべての女性、特に貧困の中で暮らす女性のニーズを満たすため、料金が手頃で利用しやすい十分な公共・社会サービスの提供を強化し、アクセスを保障する。
- o. 子供やその他の扶養家族のための、料金が手頃で利用しやすく質の高いケアサービス、育児その他の休暇制度、男女の雇用及び家族の責任の公平な分担に関して世論その他関係者の意識を喚起するキャンペーンを含む、ファミリー・フレンドリーな政策やサービスを立案し、実施し、促進する。
- p. 女性、特に貧困の中で暮らす女性のための予防保健医療を含む身体及び精神面の保健プログラムやサービスを改善し、開発する。
- q. すべての女性や女兒、特に貧困の中で暮らす女性や女兒のための保健医療サービ

スに平等にアクセスできるようにするため、国家レベルで政策やプログラムを強化する。

- r. 貧困の中で暮らすすべての女性の特別なニーズを考慮しながら、女性のライフサイクルのすべての段階において、あらゆる種類の恒久的で持続可能な社会保護制度や社会保障制度への平等なアクセスを創出し、確保する。
- s. エンパワーメント実現への鍵として、特に必要に応じ資源の再割り当てによって、思春期にある妊婦や母親を含めた女性や女兒が、公的・非公的教育及び研修にあらゆるレベルで十分かつ平等にアクセスできることを保障する。
- t. 経済制裁による女性や子供への悪影響を軽減するため、国際法に従って緊急かつ効果的な施策を取る。
- u. 開発途上国及び移行期経済諸国の市場へのアクセス、特に女性に多大な雇用機会を提供する分野へのアクセスを拡大し、女性起業家の取引の機会へのアクセスを拡大する。
- v. 持続可能な開発を促進し貧困撲滅プログラムを支援、確保する社会経済的政策を、特に女性のために実施する。これは、特に農村女性、先住民女性、世帯主の女性を含む貧困の中で暮らす女性や疎外された女性など、あらゆる年齢の女性に利益を与えるために、技術研修、資源や金融、マイクロクレジットを含むクレジット、情報・技術への平等なアクセス及び管理、そして市場への平等なアクセスを提供することによって、実施するものである。
- w. 女性の起業や民間のイニシアティブを刺激することを目的とした、ジェンダーに敏感なプログラムを開発・実施する施策を取り、女性が所有する事業がとりわけ国際貿易、技術革新及び投資に関与し、その恩恵を受けられるよう支援する。
- x. 女性の雇用の拡大に向けた戦略を策定する。また、貧困の中で暮らす女性を含め女性が差別的な雇用条件や何らかの形による搾取の犠牲にならないよう法で保護するとともに、すべての分野や職業で男女のバランスを保つことによりもたらされる雇用の創出による恩恵を、女性が十分に受けられることを保障する戦略を策定する。さらに、男女間の所得格差を軽減するために、同一の労働や同一価値の労働について女性が同一の賃金を受け取れるようにすることを保障する戦略を策定する。

- y. 男女平等、開発及び平和という目標達成のさらなる促進に向けた国内の取り組みを補完する効果的な手段として、開発途上国や移行期経済諸国に対する適正技術、特に新しく現代的な技術の移転を推進し、かかる移転に対する制約の撤廃に向けた国際社会の取り組みを奨励する。
- z. 農村在住者を含む女性と女兒が新たに開発された技術を含む情報通信技術へ平等にアクセスし、その恩恵を受けられるように促進する。また、情報通信技術を利用するための教育と訓練への女性と女兒のアクセスと、技術革新と投資に対するアクセス、特にネットワーク作りや啓発、情報交換、ビジネス、教育、メディア・コンサルテーション、電子商取引事業などのためにこれらの技術を利用することを促進する。
- aa. 土地改革、地方分権、経済再編に関連するものを含め、国の立法・行政制度改革の過程が、女性の権利、特に農村の女性や貧困の中で暮らす女性の権利を推進することを保障し、土地、財産権、相続権、クレジット、そして女性銀行や協同組合といった伝統的貯蓄方式を含む、経済的資源への女性の平等なアクセスと管理を通じて、それらの権利を促進し実施するための施策を講じる。
- bb. すべての人、特に貧困の中で暮らす女性が清潔な水を利用でき、アクセスできるよう保障する。
- cc. 女性のエンパワーメントと貧困の撲滅、ODA の過程におけるジェンダーの視点の主流化に向けた開発途上国の取り組みを支援するため、途上国に追加の国際融資と支援を提供する。それには、持続可能な開発を達成するという観点から、マクロ経済政策を含む社会的経済的政策分野とともに、教育、研修、雇用及び保健などの分野において、貧困女性のニーズを満たすための特定の提供を行うことを含む。また、開発途上国に対する ODA の金額を先進国の国民総生産（GNP）の 0.7 パーセントとする目標、及び第 3 回国連後発開発途上国会議で再確認されたとおり、後発開発途上国に対する ODA を先進国の GNP の 0.15 ~ 0.20 パーセントとする目標について、具体的な取り組みを行っていない先進国に対し、かかる取り組みを行うよう促す。開発途上国に対しては、開発目標や目的の達成に向けて効果的に ODA を利用することを保障する中で達成された進歩を基礎とするよう奨励する。
- dd. 特に女性や女兒の貧困の撲滅に向けて行動するため、ボランティアの貢献による

ものを含め、連帯の精神のもと、国際協力を促進する。

- ee. ODA の債務帳消しのオプション及び国際協力の継続要請を含む、開発途上国の対外債務や債務能力問題に対する、効果的で公平な開発指向型で持続性のある解決策を追及することにより、女性、特に開発途上国の貧困女性に恩恵が及ぶことを保障する。
  - ff. 貧困撲滅の取り組みの中で男女の平等と女性のエンパワーメントを促進し、女性と男性及び女兒と男児による新たな啓発ネットワークや連携の形成をさらに支援し奨励するために、各国政府、NGO、民間部門及び他の関係方面との間に建設的なパートナーシップを形成する。
6. 婦人の地位委員会は、開発資金国際会議の開催を歓迎し、男女平等や女性のエンパワーメント、貧困撲滅に関連するその目標の重要性を強調する。
  7. また婦人の地位委員会は、第 2 回高齢者問題世界会議の開催についても歓迎し、同会議で発表される予定の政治宣言及び国際行動計画を含む、準備、作業及び成果においてジェンダーの視点を主流化することが重要である旨を強調する。また本委員会は、同会議の作業にすべての女性が関与することを歓迎するとともに、同会議の代表団に女性を含めるよう奨励する。高齢女性による貢献について認識し、高齢女性のエンパワーメントと安寧に特別な注意を払うべきである。
  8. さらに婦人の地位委員会は、持続可能な開発に関する世界首脳会議の開催を歓迎し、ジェンダーの視点を主流化するとともに、同世界首脳会議の準備、作業及び成果において、女性の関与を得ることが重要である旨を強調する。また本委員会は、同首脳会議の代表団に女性を含めるよう奨励する。